

上名企第 2493 号  
平成28年11月30日

上川北部区域地域医療構想調整会議  
各委員 様

上川北部区域地域医療構想調整会議  
議長 吉田 肇  
(事務局：上川総合振興局保健環境部名寄地域保健室)

平成28年度第1回上川北部区域地域医療構想調整会議(書面会議)の開催  
結果について

保健医療福祉行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、平成28年11月10日付け上名企第2324号により御照会をしました上川北部区域地域医療構想調整会議設置要領の一部改正及び本調整会議幹事会運営要領の制定につきましては、事務局案について修正意見なく委員全員から御承認をいただきました。

つきましては、別添「上川北部区域地域医療構想調整会議設置要領(改正後)」及び「上川北部区域地域医療構想調整会議幹事会運営要領」のとおり決定しましたので、御報告いたします。

連絡先：企画総務課  
担当：富井  
電話01654-3-3121  
FAX 01654-3-3224

## 上川北部区域 地域医療構想調整会議設置要領

### (設置)

第1条 地域医療構想を策定する区域（医療法第30条の4第2項第7号の規定により定める区域のこと。以下「構想区域」という。）において、関係者との連携を図りつつ、将来の病床数の必要量を達成するための方策その他地域医療構想の達成を推進するために必要な協議を行うため、医療法第30条の14第1項に定める「協議の場」として、上川北部区域地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 調整会議は、構想区域内における次の事項について協議する。

- (1) 病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する事項
- (2) 病床機能報告制度による情報等の共有に関する事項
- (3) 北海道計画（地域医療介護総合確保基金の年度ごとの事業計画）に盛り込む事業に関する事項
- (4) その他の地域医療構想の達成の推進に関する事項

### (組織)

第3条 調整会議は、次に掲げる者又は団体に所属する者から、上川総合振興局長が委嘱した委員で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係団体
- (3) 医療保険者
- (4) 市町村
- (5) 医療を受ける立場にある者
- (6) その他必要と認められる者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、任期途中で退任した委員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

### (議長及び副議長)

第5条 調整会議に、議長及び副議長を置く。

- 2 議長及び副議長は、委員が互選した者をもって充てる。
- 3 議長は、会議の議事進行を行う。
- 4 議長に事故があるときのほか、議事の内容により議長に重大な利益又は不利益が生じるおそれがあると委員の過半数が認める場合は、副議長がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 調整会議は、必要の都度上川総合振興局長が招集する。

- 2 上川総合振興局長は、調整会議における協議をより効果的・効率的に進める観点から、議事等の必要に応じて、委員の参加を制限することができるほか、委員以外の関係者の参加を求めることができる。

### (部会)

第7条 調整会議には、必要に応じ、調整会議の承認を得て、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、上川総合振興局長が指名する。
- 3 部会の運営は、第6条の規定を準用する。

(幹事会)

第8条 調整会議には、必要に応じ、調整会議の承認を得て、幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織は、第3条の規定を準用する。

(庶務)

第9条 調整会議に関する庶務は、上川総合振興局保健環境部において処理する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、上川総合振興局長が定める。

2 調整会議は、平成28年11月30日から起算して2年を経過するごとに、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、調整会議設置の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則

この要領は、平成27年 8月11日から施行する。

この要領は、平成28年11月30日から施行する。

## 上川北部区域地域医療構想調整会議幹事会運営要領

### 第1 目的

この要領は、上川北部区域地域医療構想調整会議設置要領第7条の規定に基づき設置する地域医療構想調整会議幹事会（以下「幹事会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 協議事項

幹事会は次の事項について協議するものとする。

- (1) 病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する事項
- (2) 病床機能報告制度による情報等の共有に関する事項
- (3) 北海道計画（地域医療介護総合確保基金の年度ごとの事業計画）に盛り込む事業に関する事項
- (4) その他の地域医療構想の達成の推進に関する事項

### 第3 会議

- 1 幹事会の会議は、必要の都度、上川総合振興局長が招集する。
- 2 幹事会に座長を置く。
- 3 座長は、委員が互選した者をもって充てる。
- 4 座長は、会議の議事進行を行う。
- 5 上川総合振興局長は、幹事会における協議をより効果的・効率的に進める観点から、議事等の必要に応じて、委員を制限することができるほか、委員以外の関係者の参加を求めることができる。

### 第4 庶務

幹事会の庶務は、上川総合振興局保健環境部において処理する。

### 第5 その他

この要領で定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、上川総合振興局長が幹事会に諮って定める。

### 第6 施行年月日

この要領は、平成28年11月30日から施行する。